沖脊協第39号

平成25年７月16日

那覇市選挙管理委員会

委員長　亀　島　賢　優　様

特定非営利活動法人 沖縄県脊髄損傷者協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　仲　根　建　作

参議院議員通常選挙並びに那覇市議会議員選挙(2013年７月21日)に

関する投票所のバリアフリー調査について（依頼）

　　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　　貴委員会におかれましては、選挙におけるバリアフリー対策を沖縄県において、先駆的に取り組まれ、他市町村の誘導的取り組みを頂き厚く樹感謝申し上げます。

また、今回の選挙より、市民の投票機会を広げることから市内スーパーが新たに加わったことで、ハンディのある方々や高齢者の方々が“とても利用しやすい”と期日前投票に行かれた方々は異口同音に喜んでおります。

しかしながら、那覇市以外での取り組みが不十分ということもあり、沖縄県における投票所バリアフリー推進の他市町村への波及効果を図るために、現在の那覇市のバリアフリー対策を調査させていただきたいと存じます。

調査趣旨は、2011年に改正された「障害者基本法」において、新たに「投票所のバリアフリー化(第29条)」が盛り込まれたことと、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布され、今選挙から適用されます(平成25年6月30日施行)。   
　また、「那覇市の福祉のまちづくり条例(平成21年1月施行)の第13条に「スロープ、車椅子、ベビーカー等」を規則で定めていることから状況を市民に公開させていただきたいと存じます。

つきましては、那覇市議員選挙告示後となり、ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、那覇市の先駆的取り組みを市民に知っていただく機会として、何卒、調査にご協力頂きますようご依頼申し上げます。

記

　　調査内容：那覇市内の投票所におけるバリアフリー調査(※別紙の調査票ご記入ください)

　　回答希望：平成25年７月19日(金)

※添付資料：投票所におけるバリアフリー法令等関係資料

〔事務局〕 〒903-0804沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1小規模団体室内

特定非営利活動法人 沖縄県脊髄損傷者協会

TEL･FAX　098-886-4211（担当：仲根、枝川）

E-mail sekiren@proof.ocn.ne.jp

**投票所におけるバリアフリー法令等関係資料**

**【障害者基本法の一部を改正する法律【抜粋】 平成23年７月29日成立】**

平成23年８月５日公布

選挙等における配慮【新設】（第28条関係）

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

**【総務省：投票所のバリアフリーなど投票環境の改善についての今後の方向性】**

障がい者や高齢者の方々が投票しやすい環境をつくるため、次の内容について、総務省は、４月の統一地方選挙や国政選挙に際して、各選挙管理委員会に要請する。

・ 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間において、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障がい者や高齢者の方々の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講ずる

・ 投票所において、できる限り障がい者が利用しやすい駐車場を確保するよう努める

・ 投票所において、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、点字器、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮など、障がい者や高齢者の方々がより投票しやすい設備や備品を準備する

・ 投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる方には人的介助が可能であることについて、障がい者や高齢者の方々に周知する

・ 自書ができない方については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知する

・ 投票所において、プライバシーの確保等に留意した上で、障がい者や高齢者の方々に親切で丁寧な応対ができるよう十分配慮する・ 中山間地域等における高齢者や障がい者の方々など、投票所への移動が困難な方々の投票機会の確保に十分配慮する

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成25年6月30日施行

**【成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律】**

平成25年６月30日施行

　これにより、平成25年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなります。   
また、この改正では、併せて、選挙の公正な実施を確保するため、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、投票に係る事務に従事する者に限定されるとともに、病院、老人ホーム等における不在者投票について、外部立会人を立ち会わせること等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務規定が設けられました。